第１２５回大阪府大規模小売店舗立地審議会

開催日時　：　令和５年１１月７日（火）

開催場所　：　大阪府咲洲庁舎４1階共用会議室⑦

|  |  |
| --- | --- |
| 案　　　　件 | 審議結果等 |
| （仮称）イオンタウン守口（守口市）  【新設】 | 大規模小売店舗立地法第８条第４項の規定による意見は「有しない」とすることが適当である｡  大規模小売店舗立地法に基づく意見はないが、留意事項として次のとおり設置者に伝えることが  適当である。  敷地北東側に設置される入口及び出口について、交通混雑など周辺環境への影響が懸念されるため、交通整理員の配置等により的確な誘導を行い、円滑かつ安全な交通を確保すること。また、営業開始後において、周辺の生活環境に問題が生じた場合は、関係機関等と十分協議のうえ、適切に対応すること。  夜間に発生する騒音については、近接する住居への影響が懸念されるので、届出者が届出書で提示した対応策を確実に履行するなど、十分配慮すること。 |
| （仮称）富田林錦織北複合商業施設（富田林市）  【新設】 | 大規模小売店舗立地法第８条第４項の規定による意見は「有しない」とすることが適当である｡ |